

## 令和2年度国立研究開発法人防災科学技術研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度国立研究開発法人防災科学技術研究所調達等合理化計画（以下、「本計画」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 防災科研における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は431件、契約金額は約287億円である。また、競争性のある契約は372件（86%）、約269億円（94%）、競争性のない契約は59件（14%）、約18億円（6%）となっている。

前年度と比較して、調達全体の金額が増加した要因は、補助金により措置された「南海トラフ海底地震津波観測網の構築」に係る調達を行ったこと（9件、契約金額総額：約169億円）、防災情報イノベーションプラットフォームの調達を行ったこと（5年間の複数年契約、総額約27億円）、平成30年度で複数年契約が終了し、令和元年度から改めて複数年契約を開始した案件があること等による。

なお、競争性のない随意契約について、件数が増加した要因は、特殊な装置や機器で既存設備または製品を製造した者以外では実施できない修理・改修を行ったこと等による。

表1 令和元年度の防災科学技術研究所の調達全体像（単位：件、億円）

|              | 平成30年度        |              | 令和元年度         |               | 比較増△減       |              |
|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------|--------------|
|              | 件数            | 金額           | 件数            | 金額            | 件数          | 金額           |
| 競争入札等        | (84%)<br>325  | (84%)<br>57  | (81%)<br>349  | (90%)<br>258  | (△3%)<br>24 | (6%)<br>201  |
| 企画競争・公募      | (8%)<br>30    | (14%)<br>9   | (5%)<br>23    | (4%)<br>10    | (△3%)<br>△7 | (△10%)<br>1  |
| 競争性のある契約（小計） | (92%)<br>355  | (98%)<br>66  | (86%)<br>372  | (94%)<br>269  | (△6%)<br>17 | (△4%)<br>203 |
| 競争性のない随意契約   | (8%)<br>30    | (2%)<br>1    | (14%)<br>59   | (6%)<br>18    | (6%)<br>29  | (4%)<br>17   |
| 合計           | (100%)<br>385 | (100%)<br>67 | (100%)<br>431 | (100%)<br>287 | (0%)<br>46  | (0%)<br>220  |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

- (2) 防災科研における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は310件（83%）、契約金額は約252億円（94%）である。

前年度と比較して、一者以下の金額が増加している要因は、補助金により措置された「南海トラフ海底地震津波観測網の構築」に係る調達や防災情報イノベーションプラットフォームの調達等高額な案件が一者応札もしくは不落随契となることが多かったこと等による。

表2 令和元年度の防災科学技術研究所の二者応札・応募状況

(単位: 件、億円)

|      |    | 平成 30 年度   | 令和元年度      | 比較増△減     |
|------|----|------------|------------|-----------|
| 2者以上 | 件数 | 42 (12%)   | 62 (17%)   | 20 ( 5%)  |
|      | 金額 | 8 (13%)    | 17 ( 6%)   | 9 (△7%)   |
| 1者以下 | 件数 | 313 (88%)  | 310 (83%)  | △3 (△5%)  |
|      | 金額 | 58 (87%)   | 252 (94%)  | 194 ( 7%) |
| 合 計  | 件数 | 355 (100%) | 372 (100%) | 17 ( 0%)  |
|      | 金額 | 66 (100%)  | 269 (100%) | 203 ( 0%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

(注4) 令和元年度の「1者以下」の件数(310件(83%))内訳は、以下のとおり。

・二者応札 229件(62%)

・その他(一社応募・不落随契) 81件(22%)

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、研究業務分野(研究業務費)及び一般管理分野(一般管理費)について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 財・サービスの特性を踏まえた調達の実施<研究業務分野>

研究開発業務をはじめ研究所の事業の特殊性及び専門性が高い業務の調達について、仕様書の内容の見直し、十分な公告期間の確保、事前説明会の開催等の従前からの取り組みを継続して実施するとともに、透明性を確保しつつ、合理的な調達になるよう点検・見直しを行う。特に、二者応札について要因分析、検証を行い、事務処理の効率化に向けた具体的な調達改善案を検討・策定する。【具体的な調達改善案として契約方式の見直しを検討した案件数】

### (2) 一括調達契約の推進<研究業務分野及び一般管理分野>

業務の合理化及び経費節減を図るため、一括調達契約を推進する。令和2年度においては、一括調達契約マニュアルに基づき、業務計画等を踏まえて、一括調達の実施を推進するとともに、対象品目の拡大に向けた検討を行い、効率的な調達に努める。【一括調達による効率化(個別調達に比し4.6%以上削減)】

### (3) 汎用的な物品・役務における共同調達の推進<一般管理分野>

業務の合理化及び経費節減を図るため、茨城県内の8機関と連携して物品等の共同調達の実施を推進する。令和2年度においては、引き続き、共同調達を実施するとともに、さらなる共同調達の対象品目検討のため、情報収集と有効性の検討を推進する。【共同調達の実施結果、対象品目の検討結果】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

一般競争契約を原則としつつ、既に整備している規程等に従って調達手続きを実施する。随意契約を締結することとなる案件については、事前に防災科研内に設置された「契約審査委員会」、又は契約審査委員会内に設置されている「随意契約検証チーム」に報告し、

防災科学技術研究所会計規程第29条第2項第1号から第3号における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、同項第2号のうち、止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。【契約審査委員会、随意契約検証チームによる点検件数・実施結果】

また、過去の会計検査院による指摘を踏まえるとともに、国の機関等が開催する研修会等への参加を通じて契約業務に対する職員の更なる資質の向上を図り、併せて、研究者、調達担当者に対する、調達に関する不祥事案等の研修を実施し、未然防止に取り組む。

さらに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の平成26年2月改正に伴い、不祥事等の発生の未然防止のため、令和2年度においても、つくば本所の検収所等により、当事者以外による実効性のある検収を実施する。【実施結果】

#### 4. 自己評価の実施

本計画の自己評価については、令和2年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、本年度終了後に実施することとし、その自己評価結果を主務大臣に報告して主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、次年度以降の防災科研の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 理事

委員 総務部長及び委員長が指名した者

<委員長が指名した委員>

企画部次長

総務部経理課長

総務部契約課長

総務部施設課長

監査室長

法務・コンプライアンス室長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

本計画及び自己評価結果等については、防災科研のホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、本計画の改定を行うものとする。